



Q & A



配偶者暴力等に関する保護命令申立手続

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく保護命令の申立手続等の概要』

（平成31年4月16日改訂）

福岡地方裁判所

目 次

- Q 1 DV防止法に基づく**保護命令**とはどのようなものですか？
- 1 保護命令の内容（法10条）
 - 2 保護命令の効力の発生（法15条2項）
 - 3 保護命令の効果（法29条）
- Q 2 **保護命令の申立て**をするには、どうすればよいですか？
- 1 申し立てることができる者
 - 2 申し立てる方法・裁判所
 - 3 申立書の記載内容
 - 4 申立書に添付する書類
 - 5 申立てに必要な費用
- Q 3 保護命令の**再度**の申立てはできますか？
- Q 4 保護命令の**審理**はどのようにして行われますか？
- Q 5 裁判所の中で、相手から**暴力を受けるおそれ**はありませんか？
- Q 6 DV防止法に関連する**他の機関での手続き**を教えてください。
- 1 DVセンター、警察での相談及び保護の内容
 - 2 家庭裁判所での手続
 - 3 DVセンター、警察及びその他関係機関の連絡先等

Q 1 DV防止法に基づく保護命令とはどのようなものですか？

この法律は、配偶者からの暴力に関し通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することによって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定されました。

また、平成25年度改正法により対象となる暴力の主体が配偶者よりも広い範囲に拡大されています（5頁枠内Q&A参照）。

この法律に基づき、裁判所は「保護命令」を発して、被害者の保護を図ります。

1 保護命令の内容（法10条）

(1) 保護命令には、

- ① 2か月間の退去命令
- ② 6か月間の接近禁止命令
- ③ 電話等禁止命令（②の接近禁止命令の期間中）
- ④ 子への接近禁止命令（②の接近禁止命令の期間中）
- ⑤ 親族等への接近禁止命令（②の接近禁止命令の期間中）

があり、裁判所は申立人の申立てに応じて命令を発します。

(2) 「2か月間の退去命令」とは、相手方に対し、保護命令の効力が発生した後2か月間、住居から退去することを命じ、その住居付近を「はいかい」することを禁ずる命令です。

(3) 「6か月間の接近禁止命令」とは、相手方に対し、保護命令の効力が発生した後6か月間、申立人につきまとうこと、又は申立人の住居や勤務先など申立人が通常いると思われる場所の付近を「はいかい」することを禁ずる命令です。なお、申立人が相手方と同居している場合には、その同居している住居は、接近禁止命令の対象から除外されます。

(4) 「電話等の禁止命令」とは、相手方に対し、(1)②の接近禁止命令期間中、申立人に対し、面会を要求すること、行動を監視していると思われるような事項を告げること、著しく粗野又は乱暴な言動をすること、緊急やむを得ない場合を除き、連続して、あるいは、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、又は電子メール等を送信すること、著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付すること、名誉を害する事項を告げること、性的羞恥心を害する事項を告げることなどのいずれの行為も禁ずる命

令です。

(5) 「**子への接近禁止命令**」とは、(1)②の接近禁止命令の期間中、申立人の子（申立人と同居している未成年の子に限ります。）につきまとうこと、又は申立人の子の住居、就学する学校など申立人の子が通常いると思われる場所の付近を「はいかい」することを禁ずる命令です。

(6) 「**親族等への接近禁止命令**」とは、(1)②の接近禁止命令の期間中、申立人の親族等（申立人又は相手方と同居している未成年の子を除きます。）につきまとうこと、又は申立人の親族等の住居、勤務先など申立人の親族等が通常いると思われる場所の付近を「はいかい」することを禁ずる命令です。

※申立人の子に関する接近禁止命令を申し立てる方法は、下表のとおりです。

子の年齢 子の住居	15歳未満	15歳以上 20歳未満	20歳以上
	申立人と同居している場合（申立人・相手方双方と同居している場合を含みます。）	「 子への接近禁止命令 」として申し立てることができます。	「 親族等への接近禁止命令 」として申し立てることができます。
相手方と同居しており、申立人とは同居していない場合	子の同意書は不要です。	子の同意書が必要です。	子の同意書が必要です。
申立人も相手方も同居していない場合	「 親族等への接近禁止命令 」として申し立てることができます。	「 親族等への接近禁止命令 」として申し立てることができます。	子の同意書は不要です。
	子の同意書は不要です。	子の同意書が必要です。	子の同意書が必要です。

2 保護命令の効力の発生(法15条2項)

保護命令は、相手方に告知されることによって効力が発生します。それが「退去命令」の場合には、相手方は、身のまわりのものをま

とめる等して、速やかに退去しなければなりません。

相手方への保護命令の告知は、直接言渡しをするか、保護命令謄本を送達するか、どちらかの方法で行います。

言渡しによる告知の場合には、即時にその効力が発生しますが、送達による告知の場合には、相手方に保護命令謄本が送達されることで効力が発生します。

3 保護命令の効果（法29条）

保護命令が出されても、保護命令そのものは執行力を有しませんから、保護命令で相手方を強制的に退去させることはできません（法15条5項）。

しかし、保護命令が出されれば、命令に違反した者は、**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**に処せられます（法29条）。

保護命令が発せられた場合には、裁判所は、直ちに、その旨を警察に通知します。そして、警察は、通報を受ければ、保護命令に違反した相手方を逮捕することもあります。

Q2 保護命令の申立てをするには、どうすればよいですか？

保護命令申立書を裁判所に提出する必要があります。

1 申し立てることができる者

保護命令の申立人は、被害者に限られます。

被害者とは、配偶者等からの**身体に対する暴力**又は**生命等に対する脅迫**を受けた者です。

「**身体に対する暴力**」とは、身体に対する不当な攻撃で、生命又は身体に危害を及ぼす行為のことで、「**生命等に対する脅迫**」とは、生命又は身体に対し害を加える旨を告知する行為のことで。

離婚をする前に配偶者から上記のような暴力又は脅迫を受けていた場合には、離婚をしても、配偶者であった者を相手方として保護命令を申し立てることができます。

配偶者等には、配偶者のほか、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある者を含みます。内縁関係の解消は、離婚に含まれます。

内縁関係にある者から、上記のような暴力又は脅迫を受けた後に内縁関係を解消した場合も、内縁関係にあった者を相手方として保

護命令を申し立てることができます。

また、平成26年1月3日から、生活の本拠を共にする交際相手も相手方に含まれることになりました。

Q. 平成25年度改正法により申立ての対象が拡大した「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係」とは、具体的にどのような関係を指しますか。

A. 「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味します。「生活の本拠」の所在については、住民票上の住所によって形式的・画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められるところを指し、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されることとなりますが、補充的に意思的要素も考慮されることがあります。

生活の本拠を共にする交際に該当するためには、婚姻届出も婚姻の意思も不要ですが、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」は除かれていますので、①ルームシェアなどの専ら交友関係に基づく共同生活、②グループホーム、学生寮、社員寮などの福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活などは除かれます。

2 申し立てる方法・裁判所

保護命令の申立ては、裁判所に申立書を持参又は郵送により提出して行います。福岡地方裁判所の保全係では、**申立手続きの相談**に応じています。また、**申立書の書式**も備え付けています。

申し立てる裁判所は、次の所在地のいずれかを管轄する地方裁判所です。複数ある場合はどこでも構いません。

- (1) 相手方の住所（日本に住所がないとき又は住居が知れないときは居所）
- (2) 申立人の住所又は居所
- (3) 申立ての原因となった暴力又は脅迫が行われた場所

3 申立書の記載内容

申立書には、次の事項を記載する必要があります。

避難先の住所や電話番号など「**相手方に知られたくない事項**」が

あるときは相談してください。

- (1) 当事者の氏名及び住所
- (2) 代理人がある場合には、その氏名及び住所
- (3) **申立ての趣旨**

裁判所に発令を求める保護命令の内容です。

(退去命令，接近禁止命令，電話等禁止命令，子への接近禁止命令，親族等への接近禁止命令)

(4) **申立ての理由**

- ① 配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- ②ア 身体に対する暴力を受けた者である場合
配偶者等からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- イ 生命等に対する脅迫を受けた者である場合
配偶者等から受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- ③ 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター），警察への相談等に関する事実
- ④ 申立ての時における子に関して配偶者等と面会することを余儀なくされる事情（子への接近禁止命令を求める場合）
- ⑤ 申立ての時における親族等に関して配偶者等と面会することを余儀なくされる事情（親族等への接近禁止命令を求める場合）

4 **申立書に添付する書類**

- (1) 申立書には、**申立人の主張**を記載した書面及びその他の**証拠書類**とその写しの添付が必要です（詳細については別紙参照）。
- (2) DVセンターや警察への相談をせずに申立てをする場合には、宣誓供述書（暴力又は脅迫の状況などについて申立人が記載した書面を、公証人が認証したもの）が必要です（宣誓供述書の取得方法等は、最寄りの公証人役場にお尋ねください。）。
- (3) 15歳以上の子に関して、子への接見禁止命令等の申立てをする場合には、その子の同意書が必要です。
- (4) 申立人の子以外の親族等に関して、親族等への接近禁止命令の

申立てをする場合は、その親族等の同意書が必要です（親族等が15歳未満の者又は成年被後見人であるときは、当該親族等の同意書ではなく、その法定代理人の同意書が必要です。）。

5 申立てに必要な費用（申立時に予納していただく金額の目安です）。

(1) 申立費用 収入印紙1000円分

(2) 郵便切手の予納

呼出状及び申立書写し等の送付，決定正本の送達費用

＝ 郵便切手2000円程度

※その他、申立書に診断書や住民票、戸籍謄本等を添付する場合は、それらの取得費用が必要です。

なお、上記4（2）記載の宣誓供述書の取得費用は、11,000円程度です。

Q3 保護命令の再度の申立てはできますか。

保護命令が発せられた後も、更なる身体に対する暴力等により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがおおきい場合にできます。ただし、そのようなおそれが、なお大きいといえるだけの事情が必要です。

退去命令を再度申し立てる場合は、被害者がその責めに帰することができない事由により2か月以内に転居を完了することができなかった事情等が必要です。

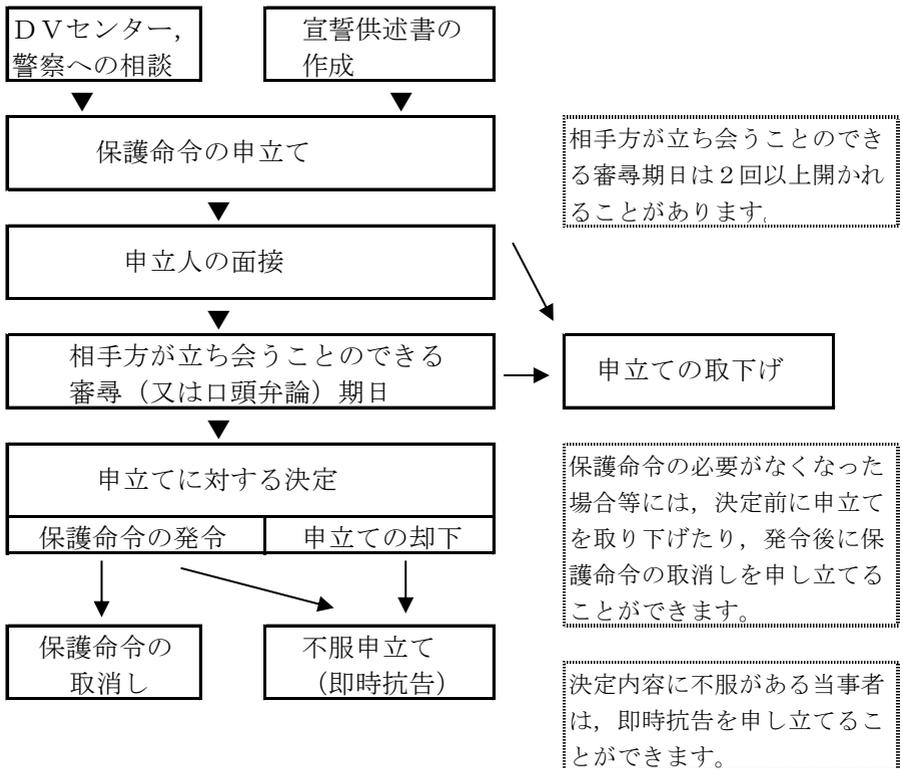
なお、前回の保護命令の発令後に新たな暴力等があった場合には、再度の申立てではなく、その暴力等を理由として、新たな保護命令の申立てをすることができます。



Q 4 保護命令の審理はどのようにして行われますか？

裁判所で申立人の面接を行った後、相手方が立ち会うことのできる期日を開いて、保護命令を発令するか、申立てを却下するかを決定します。

保護命令の手続の基本的な流れは、下の図のとおりです。



Q 5 裁判所の中で、相手方から暴力を受けるおそれはありませんか？

裁判所では、受付相談時に、申立人から相手方の暴力の状況等について聴いた上で、裁判所の中で、相手方から暴力を受けることがないように、必要な警備態勢を整えます。

Q 6 DV防止法に関連する他の機関での手続を教えてください。

1 DVセンター、警察での相談及び保護の内容

(1) DVセンター

殴る、蹴るといった暴力のほか、精神的な暴力についての相談、福祉事務所による保護制度や関係機関の紹介等の各種情報の提供を行います。

また、配偶者等からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行います。

(2) 警察

被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙、被害者等への防犯指導、関係機関・団体の紹介、加害者に対する指導・警告、その他、相談内容に応じた援助を行います。

2 家庭裁判所での手続

(1) 家事手続案内

家庭裁判所調査官や裁判所書記官などの家事相談員が、夫婦、親子、親族間の様々な問題について手続の案内を行います。

(2) 家事調停

夫婦関係の修復や離婚する場合の子の親権、財産分与や慰謝料などの問題について、調停委員や裁判官を交えて話し合いを行います。

3 DVセンター、警察その他関係機関の連絡先等

次頁からの「DV防止法関係機関の連絡先一覧表」をご覧ください。

DV防止法関係機関の連絡先一覧表

	機 関 名 (担当窓口)	連 絡 先 等	DV防止法関連の 主な業務等
裁 判 所	福岡地方裁判所 (第4民事部保全係)	福岡市中央区六本松4-2-4 092-981-9689 (係直通)	保護命令に関する 申立て・受付相談
	福岡家庭裁判所	福岡市中央区六本松4-2-4 092-981-9605 (家事事件受付)	家事手続案内, 離婚, 夫婦関係調整 等調停申立て
警 察 署	福岡県警察本部 (生活安全部子ども・女性安全対策課 ストーカー・DV対策係)	092-641-4141	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等の暴力についての相談, 相手方に対する指導・警告 ・配偶者等の暴力に対する自衛策・ 対応策等の指導 ・保護命令に違反した相手方への警告 や検挙
	中央警察署	092-734-0110	
	博多警察署	092-412-0110	
	東警察署	092-643-0110	
	早良警察署	092-847-0110	
	西警察署	092-805-6110	
	南警察署	092-542-0110	
	粕屋警察署	092-939-0110	
	春日警察署	092-580-0110	
	宗像警察署	0940-36-0110	
	朝倉警察署	0946-22-0110	
	筑紫野警察署	092-929-0110	
	糸島警察署	092-323-0110	
	博多臨港警察署	092-282-0110	
	福岡空港警察署	092-621-0110	
	小倉北警察署	093-583-0110	
	小倉南警察署	093-923-0110	
	八幡東警察署	093-662-0110	
八幡西警察署	093-645-0110		
折尾警察署	093-691-0110		
若松警察署	093-771-0110		
戸畑警察署	093-861-0110		

**緊急時は
110番!**



	機関名	連絡先等	備考
警 察 署	門司警察署	093-321-0110	
	行橋警察署	0930-24-5110	
	豊前警察署	0979-82-0110	
	飯塚警察署	0948-21-0110	
	嘉麻警察署	0948-57-0110	
	直方警察署	0949-22-0110	
	田川警察署	0947-42-0110	
	久留米警察署	0942-38-0110	
	小郡警察署	0942-73-0110	
	うきは警察署	0943-76-5110	
	筑後警察署	0942-52-0110	
	八女警察署	0943-22-5110	
	柳川警察署	0944-74-0110	
	大牟田警察署	0944-43-0110	
D V 相 談 窓 口	福岡県女性相談所 (配偶者暴力相談 支援センター)	092-584-1266 福岡県あすばる女性相談 ホットライン	月～金 9:00～17:00 金曜は18:00～20:30も可 (祝日除く) (8月13から15日, 年末年 始除く)
	筑紫配偶者暴力 相談支援センター	092-584-0052	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	粕屋配偶者暴力 相談支援センター	092-939-0511	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	糸島配偶者暴力 相談支援センター	092-323-0061	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	宗像・遠賀配偶者暴 力相談支援セン ター	093-201-2820 0940-37-2880	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)

	機 関 名	連 絡 先 等	備 考
D V 相 談 窓 口	嘉穂・鞍手配偶者暴力相談支援センター	0 9 4 9 - 2 2 - 4 0 7 0 0 9 4 8 - 2 9 - 0 0 7 1	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	田川配偶者暴力相談支援センター	0 9 4 7 - 4 2 - 4 8 5 0	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	北筑後配偶者暴力相談支援センター	0 9 4 2 - 3 4 - 8 1 1 1 0 9 4 6 - 2 4 - 5 7 8 0	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	南筑後配偶者暴力相談支援センター	0 9 4 3 - 2 3 - 7 5 2 0 0 9 4 4 - 7 3 - 3 2 0 0	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	京築配偶者暴力相談支援センター	0 9 3 0 - 2 3 - 2 4 6 0	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	福岡市配偶者暴力相談支援センター	0 9 2 - 7 1 1 - 7 0 3 0	月水木金10:00～17:00 火10:00～20:00 (祝日・年末年始除く)
	北九州市配偶者暴力相談支援センター	0 9 3 - 5 9 1 - 1 1 2 6	火～金 10:00～20:00 木曜は17:00までの場合あり(不定期) 土日10:00～17:00 (祝日・年末年始除く)
	福岡県配偶者からの暴力相談電話	0 9 2 - 6 6 3 - 8 7 2 4	月～金17:00～24:00 土日祝9:00～24:00 (年末年始除く)
弁 護 士 会	福岡県弁護士会	相談予約電話 0 5 7 0 - 7 8 3 - 5 5 2 各地区の法律相談センターにつながりでもらえます。DV無料相談であることを伝えてください。	平日9時～17時 (福岡地区は平日19時まで、及び土日祝も9時～13時まで受付)

	機 関 名	連 絡 先 等	備 考
県 保 健 福 祉 （ 環 境 ） 事 務 所	粕屋保健福祉事務所	0 9 2 - 9 3 9 - 1 7 5 9	月～金 8:30～17:15 （祝日・年末年始 を除く）
	宗像・遠賀保健福祉環境 事務所	0 9 2 - 2 0 1 - 4 1 8 6	
	嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所	0 9 4 9 - 2 2 - 5 6 9 6	
	田川保健福祉事務所	0 9 4 7 - 4 2 - 9 3 1 6	
	北筑後保健福祉環境 事務所	0 9 4 6 - 2 2 - 3 9 6 3	
	南筑後保健福祉環境 事務所	0 9 4 3 - 2 2 - 6 9 7 3	
	京築保健福祉環境 事務所	0 9 3 0 - 2 3 - 3 0 2 5	
市 保 健 福 祉 セ ン タ ー	福岡市東区保健福祉 センター（家庭児童相談室）	0 9 2 - 6 4 5 - 1 0 7 2	月～金 9:00～17:00 （土日祝12/29～ 1/3を除く）
	福岡市博多区保健福祉 センター（家庭児童相談室）	0 9 2 - 4 1 9 - 1 0 8 4	
	福岡市中央区保健福祉 センター（家庭児童相談室）	0 9 2 - 7 1 8 - 1 1 0 4	
	福岡市南区保健福祉 センター（家庭児童相談室）	0 9 2 - 5 5 9 - 5 1 2 4	
	福岡市城南区保健福祉 センター（家庭児童相談室）	0 9 2 - 8 3 3 - 4 1 0 4	
	福岡市早良区保健福祉 センター（家庭児童相談室）	0 9 2 - 8 3 3 - 4 3 5 7	
	福岡市西区保健福祉 センター（家庭児童相談室）	0 9 2 - 8 9 5 - 7 0 6 9	

	機 関 名	連 絡 先 等	備 考
そ の 他 の 関 係 機 関 ・ 相 談 窓 口	北九州市立男女共同参画 センター「ムーブ」	0 9 3 - 5 8 3 - 3 6 6 3	火水木土日 9:30～17:00 金 13:00～20:00 月・祝 休み
	福岡市男女共同参画推進 センター「アミカス」	0 9 2 - 5 2 6 - 6 0 7 0	水木 10:00～16:00
	大牟田市男女共同参画 センター	0 9 4 4 - 4 3 - 1 0 1 2	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	久留米市家庭子ども 相談課	0 9 4 2 - 3 0 - 9 0 6 3	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	田川市男女共同参画 センター	0 9 4 7 - 4 4 - 0 1 5 9	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)
	柳川市子育て支援課	0 9 4 4 - 7 7 - 8 5 2 4	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)
	行橋市女性相談コーナー	0 9 3 0 - 2 5 - 1 1 2 4	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始除く)
	豊前市市民福祉部福祉課	0 9 7 9 - 8 2 - 1 1 1 1	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)
	NPO法人アジア女性セ ンター	0 9 2 - 5 1 3 - 7 3 3 3	日本語・英語 月～金 9:00～17:00 (年 末年始・祭日を除く) 中国語, タガログ語, イ ンドネシア語, タイ語, 韓国語については, 事前 に確認してください。

	機 関 名	連 絡 先 等	備 考
法 テ ラ ス	法テラス（日本司法支援センター）		
	福岡法律事務所	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F 050-3383-5501	月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始 を除く）
	北九州法律事務所	北九州市小倉北区魚町1-4- 21 魚町センタービル5F 050-3383-5506	